

## 資料 1

令和 6 年 3 月  
危機管理局

### 仙台市地域防災計画の修正について（防災公園の記載追加）

#### 1 計画見直しの経緯

災害発生時に、地域住民等が一時的な避難の場や救護活動の場として都市公園を利活用できるよう、防災公園として整備を行う公園施設の災害時の役割や機能等について、地域防災計画に反映するため見直しを行うもの。

#### 2 主な修正事項

- ・ 地域防災に資する公園整備の推進の方針を追記
- ・ 身近な防災活動拠点等の機能を有した公園を追記
- ・ 公園整備に係る公園施設の災害時の役割等を追記
- ・ 共通附属資料に「防災公園一覧」を追加

#### 3 修正該当箇所

編	部・章	節	項目	該当箇所	頁(令和5年)
共通編	第2部 第2章	18	2	災害対策関連事業の推進	179

#### 4 修正及び周知方法

仙台市防災会議規程第6条に基づく会長（市長）の専決処分により令和5年度内に修正し、次回防災会議において報告する。

本修正による地域防災計画はホームページ掲載とし、次回修正時に印刷・製本する。

#### 5 施行日

令和6年3月26日

仙台市防災会議規程（抄）  
(専決処分)

第6条 会長において防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないとき、又は防災会議が処理すべき事項のうち轻易なものについては、会長は専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。